

一般財団法人徳島陸上競技協会

激励金・報奨金及び慶弔に関する規程

(日本代表激励金)

第1条 国際大会の日本代表となった競技者及び日本陸連等より選出された公認の監督、コーチに対しては、別表による激励金を支出する。

	競技者	監督・コーチ
オリンピック	20万円	10万円
パラリンピック	20万円	10万円
世界選手権	10万円	5万円
ユニバーシアード・U20世界選手権	5万円	3万円
アジア大会	5万円	3万円
障がい者世界選手権	3万円	2万円
その他の国際的競技会	1万円	-

(国民体育大会(国民スポーツ大会)・都道府県駅伝激励金)

第2条 男女都道府県対抗駅伝の選手団に対して、各3万円の激励金を支出する。

国民体育大会(国民スポーツ大会)の選手団に対して、5万円の激励金を支出する。

(報奨金)

第3条 国際大会の入賞者及びその監督、コーチ(公認)さらに国民体育大会(国民スポーツ大会)の優勝者に対しては別表による報奨金を支出する。

オリンピック・世界選手権・パラリンピック	競技者	監督・コーチ
1~3位	10万円	5万円
4~8位	5万円	3万円
ユニバーシアード・障がい者・U20世界選手権		
1~3位	5万円	3万円
4~8位	3万円	2万円
アジア大会		
1~3位	5万円	3万円
U20アジア大会		
優勝	1万円	-
国民体育大会		
優勝	1万円	-

(会員の死亡弔慰金等)

第4条 本協会役員、専門委員会委員及び登録審判員が業務中に死亡した場合、スポーツ安全保険の適用の他は、基本としては香典5万円と花輪又はそれに類するものを供する。また業務外の場合は、主たる役員の合議により執行する。

(退会会員の葬儀の場合)

第5条 かつて本協会の会員だった者の葬儀に際しては、かつての役職、在任期間等の状況を協議の上花輪又はそれに類するものを供するものとする。

附則

- 1 2011年4月1日制定
- 2 2016年2月11日改定
- 3 2018年2月10日改定
- 4 2022年11月5日改定
- 5 2023年4月1日改定